二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　（略）

ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十六条、第二十七条第二号ロ及び第四十六条の二において同じ。）が付された社債を取得するものであること。

三～五　（略）

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　認定整備事業者（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第五号において同じ。）に対する出資又は資金の貸付け

四　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第六号において同じ。）に対する出資又は資金の貸付け

五　認定整備事業者が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

六　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

（認定誘導事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第四十六条の二　法第百三条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　認定誘導事業者（認定誘導事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定誘導事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第五号において同じ。）に対する出資

四　認定誘導事業者から認定誘導建築物等又は認定誘導建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定誘導事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定誘導事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第六号において同じ。）に対する出資

五　認定誘導事業者が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　（略）

ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約（資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十六条第一号及び第二号、第二十七条第二号ロ並びに第四十六条の二において同じ。）が付された社債を取得するものであること。

三～五　（略）

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　認定整備事業者（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

四　認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

（新設）

（認定誘導事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第四十六条の二　法第百三条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）